平成２２年（フ）第１９３２号
京都市伏見区中島宮ノ前町20番地10　ローゼンハイム201号
破産者　西村　秀春
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６８４号
奈良市中辻町１番地の１　ローレルコート奈良602号
破産者　森田　雅子
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６８６号
奈良県橿原市小槻町634―85
破産者　山脇建設こと　山脇　正美
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１２０５号
広島県三原市大和町椋梨1158番地３－２－306、開始決定時の住所広島市西区新庄町２番８―201号
破産者　里　みどり（旧姓的場）
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９４号
広島県呉市吉浦神賀町１番16号
破産者　舩木　　歩（開始決定時の姓荒川）
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第３６０号
長崎県長崎市麹屋町６番18号、住民票上の住所長崎県諫早市小長井町小川原浦1893番地392
破産者　市川　信孝
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６８号
長崎県長崎市東町1952番地４
破産者　山中　二男（旧姓山神）
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０１５号
熊本県上益城郡山都町下川井野1257番地
破産者　松本　公之
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２７０号
宮崎県都城市梅北町6274番地３
破産者　大山　直子
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第５７号
鹿児島県大島郡喜界町大字池治12番地１
破産者　磯島　康次
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第５５号
群馬県前橋市天川原町１丁目45番地２
破産者　有限会社アコテプルミエ
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２４４号
群馬県伊勢崎市上諏訪町1524番地16
破産者　東英産業株式会社
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第７３４号
栃木県宇都宮市雀の宮６丁目３番88号
破産者　有限会社アイドル
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１６６号
茨城県常総市大塚戸町2128番地
破産者　株式会社梅屋
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３２２７号
名古屋市守山区太田井２番７号、登記簿上の本店所在地名古屋市東区泉３丁目１番27号
破産者　前田化学工業株式会社
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１４６号
名古屋市中川区清船町４丁目１番地11地先
破産者　トーア株式会社
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１７年（フ）第６９６９号
大阪府堺市南花田町225番地の２
破産者　株式会社日興
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１７年（フ）第１１６０５号
大阪市淀川区宮原３丁目３番34号
破産者　株式会社アスコップ（合併前の旧商号株式会社インター・ホールディングス）
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第４７１５号
大阪市中央区博労町１丁目３番10号
破産者　株式会社テレマート
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部